

英領西インドと砂糖税

川 分 圭 子

1. 研究史と問題点

英領西インドは、17世紀後半から砂糖生産に特化したプランテーション型植民地として発達した。18世紀には、砂糖はイギリス総輸入額の1割から2割、再輸出においても五指に入る主要品目となり、英領西インドは最重要の貿易相手地域となった。しかし、19世紀以後英領西インドは半永久的な衰退に向かう。

この英領西インドの衰退については多くの検討が加えられてきた。というのも、英領西インドが衰退していった19世紀前半は、イギリス政府がこれまで植民地貿易に適用してきた航海法体制を放棄し自由貿易主義を採用し、関税政策も大きく変更し、さらに奴隸貿易・奴隸制廃止によって植民地の労働体制を根本的に転換させたからである。以上の本国の政策転換は英領西インドの衰退に直接関係があったのか、これらの政策の背景には本国のどのような経済利害があったのか、あるいは経済利害よりも人道主義や正義の観念が背景にあったのかといった問題が問われ、様々な主張が生まれてきた。そのうち最も有名なものがエリック・ウィリアムズの衰退理論であり、それは現在において大きな影響力を維持している⁽¹⁾。

衰退理論は多くの観点からの議論を含むが、ここでは英領西インド衰退の開始期と原因についての見解に限定する。これに関わるウィリアムズの主張は以下の3つである。まず、1807年の奴隸貿易廃止から1834年の奴隸解放にかけての動きは、博愛主義や人道主義から行われたのではなく、すでに衰退していた経済を放棄するという冷徹な経済的判断から行われたものであること。次に、西インド貿易の繁栄はイギリス工業化に資本・市場を準備したこと、しかし成長後のイギリス工業は自由貿易を支持し、西インド経済が依存していた保護主義体制を破壊したこと。第3に、アメリカ独立を自由貿易台頭・旧体制終焉の端緒と見なし、また西インド経済衰退の開始期と見ること。つまり、ウィリアムズは、衰退はアメリカ独立期に開始し1807年の奴隸貿易廃止時点では顕在化していたと理解しており、またその原因是この時期に自由貿易主義が台頭(保護主義が崩壊)したためであると考えていた。

この見解はそれ自体では一貫しているが、歴史上の事実関係とは齟齬がある。それは、アメリカ独立から1807年の時期にはイギリス政府はまだ保護主義政策をとっていたこと、自由貿易主

義が政府の政策になるのは 1820 年代以降だということである。確かに、自由貿易主義は思想としては 18 世紀後半には存在した。しかし、英領西インドに対する自由貿易主義政策、すなわち英領西インド産生産物と競合する外国産生産物に対する保護関税の削減・廃止が採用されるのは、ようやく 1825 年以後で、しかもそれは 1840 年代にかけて非常に緩慢に進展するにすぎない。

従って、アメリカ独立期の 18 世紀末期にイギリス政府の自由貿易主義によって英領西インドの衰退が始まったという説明には無理がある。

それではいったいどのような原因で英領西インドは衰退し始めたと考えるのが妥当なのだろうか。衰退の開始期に関する議論は、1807 年の奴隸貿易廃止前であるとする説と、そのあとであるとする説の 2 説にわけることができる。前者は L・J・ラガツ、ウイリアムズ、そして最近ではカーリントンなどである。後者の代表格は、アンスティとドレッシャーである。

前者のうちウイリアムズの説については既に確認した。ラガツはウイリアムズに強い影響を与えた 20 世紀前半の歴史家で、初めて英領西インドの経済衰退について客観的な考察を行った。彼は、アメリカ独立から 1834 年の奴隸制廃止までの長期間を英領西インド衰退の行程として理解している⁽²⁾。彼は、航海法体制下で本国領土との交易しか認められておらず、また単一商品作物栽培に特化していた英領西インドにとって、アメリカ本土植民地は最も近い食料・必需品の供給地であり、それとの交易が繁栄の不可欠の条件だったとする。アメリカ独立は、この英領西インド繁栄の条件の喪失に他ならなかった。このようにアメリカ独立を衰退の契機としてみる見方はウイリアムズにも受け継がれ、またカーリントンなど最近の研究者も継承している。カーリントンは、アメリカ独立とそれ以後本国政府が航海法体制を維持したことが英領西インドの経済状況を不利に変えたと主張する点で、ラガツと共に通する議論をしている⁽³⁾。またオショネシーは西インド利害関係者の影響力の推移を考察し、彼らはアメリカ独立以後より明確な組織を持つようになるが、他方でイギリス政府の植民地政策に対する影響力はむしろ失っていったと主張する⁽⁴⁾。

これらに対して、アンスティやドレッシャーは 1807 年奴隸貿易廃止以後の 1810 年代に衰退がはじまつたとする。彼らは、ウイリアムズの奴隸貿易・奴隸制廃止の動機は人道主義ではなく衰退した経済分野を放棄するという経済的判断だったという主張に反発し、奴隸貿易廃止以後に衰退が始まつたことを証明しようと努めた。このうちアンスティの分析は衰退の時期よりも原因に重点がおかれて、奴隸制に対する道徳観念の変化や宗教的情熱が奴隸貿易廃止の重要な要因だったとする⁽⁵⁾。他方ドレッシャーは衰退の時期と動機の両方に議論の焦点を置き、貿易額や砂糖価格などの統計的数値から衰退はナポレオン戦争終了後に始まつたこと、奴隸貿易廃止は経済的には自滅行為であったと主張している⁽⁶⁾。

確かに統計値で確認すると、英領西インド貿易の貿易額やイギリス海外貿易全体に占める割合は 1810 年代前半にピークを迎え以後低下する⁽⁷⁾。砂糖価格も 1810 年代末から一貫して下落に向かう⁽⁸⁾。従って、明確な衰退はナポレオン戦争後に始まつたとするのが妥当な判断であろう。

実は、1815 年以降に西インド経済が本格的に衰退するという見方は、ラガツのものもある。ラガツは確かにアメリカ独立を衰退の契機と見ていたが、それは繁栄の重要な条件の一つが喪失

されたという意味であり、このときから経済衰退が始まったとみていたわけではない。そもそも最初に議会資料などから英領西インド貿易や砂糖価格、関税などの統計値を整理したのはラガツであり、彼はこうした値の動きを熟知していた。その彼は、1799年を英領西インド経済のピークとみなし、その後1800-1811年は不況で1813-14年に最後の好況が到来し、ナポレオン戦争終結後長期的で不可逆的な不況が始まるとしている。

現在もラガツと同じ資料に基づく統計値が英領西インド経済の議論では使用されているため、衰退の時期についてはラガツの結論を受け入れるのが最も妥当であろう。つまり、英領西インドは1800年代から長期的な不況に入り、ナポレオン戦争後より明確で急速な衰退へ向かう。

従来ラガツとウイリアムズは共通点が強調されてきたが⁽⁹⁾、衰退の開始時期についての論じ方には以上のような差異がある。また両者は衰退の原因についてもかなり理解が異なっている。本稿で特に取り上げたい相違点は砂糖関税の理解である。ウイリアムズの議論の主題は、自由貿易主義の台頭と保護主義依存の英領西インド経済の衰退であった。その結果彼は保護関税の問題を重視した。彼は、英領西インド産砂糖保護のために外国産や東インド産砂糖に対し課せられていた高率の保護関税が削減・廃止されたのが英領西インドにとってどれほど不利であったか、またこの保護関税廃止をいかにイギリスの製造業者など新興の経済勢力が支持したかといった問題を中心的に論じた。

しかしその一方で、彼の議論からは英領西インド産砂糖自体に課せられていた関税（財政関税）の問題が抜け落ちてしまっている。だが他方、ラガツはこの財政関税としての砂糖税について非常に詳細に調査しており、しかもこれが西インド経済衰退に大きく関係しているとみていた。もう少し詳細にいうと、1800-1830年頃にかけて砂糖が供給過剰にあり価格下落が続く一方で、英領産砂糖に非常に高率の関税が課されていたことが、すでに弱体しつつあった英領西インド経済に深刻な影響を及ぼしたと、ラガツは理解していた。

この財政関税としての砂糖税の問題は、ウイリアムズが注目しなかったことと、保護関税の問題と混同されやすいことのために、ラガツ以後は再考されることのないまま現在にいたっている。

そこで本稿ではこの問題を再検討したい。以下では砂糖関税の全体的構造、英領産砂糖への関税の状況、砂糖税をめぐる政府の政策などをまず明らかにし、その後に英領産砂糖への関税が英領西インド経済にどのような影響を及ぼすものだったのかについて考察してゆきたい。

2 砂糖税とそれをめぐる政策

(1) 砂糖税の全体的構造

まず18、19世紀前半当時の砂糖税の全体的構造を把握しておきたい。当時イギリスに輸入されていた砂糖は、英領西インド産、東インド産、外国産砂糖に大別できるが、それらに対する砂糖税の課税状況は図1に簡単に示されている。英領西インド産砂糖にも関税が課されているが、東インド産・外国産砂糖へはより高率の関税が課されている。この税差が英領砂糖生産地を保護

する保護関税であり、同率に課されている部分は財政目的から徴収されている財政関税といえる。

英領西インドにとって、保護関税は高率になればなるほど有利であるのに対し、財政関税は低率であればある程よい。関税は消費価格を引き上げ消費を抑制するし、輸入時点で支払うものであるのでたとえ砂糖が販売できなくても支払わなくてはならない。また再輸出には大きな妨げになる。再輸出の際には、関税が払い戻される戻し税の制度があったが、関税が全額払い戻されない時代も多かった。

このように砂糖税と呼ばれるものの中には保護関税と財政関税が混在しており、しかも両者が英領西インド経済に与える影響は逆であった。従って、これらを区別してそれぞれの経済への影響を考えることが、非常に重要である。

			外 國 產	保 護 關 稅
砂 東 糖 イ ヘ ン		砂 糖 ヘ		
の砂イ英 関糖ド領 税へ産西	の 関 ド 税 産	の 關 ド 税	の 關 ド 税	財 政 關 稅

図1

(2) 英領産砂糖輸出の統制—列挙品目制度—

1660年の航海法は、英領から外国に直接輸出してはならない品目として、砂糖を含め7品目が列挙された。以後1822年まで英領西インド産砂糖は、この列挙品目制度の統制下におかれた。

ただしこの規制には例外措置があり、1739年から1792年の間、特別なライセンスの取得者に限り、イギリス船・植民地船によって、フィニステレ岬以南のヨーロッパに対しては英領西インドから砂糖を直接輸出することが認められていた⁽¹⁰⁾。しかし1791年フランス領サン・ドマングの反乱がはじまり砂糖価格が急上昇すると、イギリスでは国内市場に砂糖を確保するためこの直接輸出の制度は廃止された。すなわち、1792年には砂糖が一定価格以上になると直接輸出を禁止する措置がとられ、94年以後は全面的な禁止にいたる。1808年になって、フィニステレ岬以南への直接輸出は再開された。また1815-17年には、マルタ・ジブラルタルに限り全植民地生産物の直接輸出が自由化された⁽¹¹⁾。

またすでに1764年には、英領西インドにいくつかの自由港が指定され、外国・外国領との直航航行や外国船の出入港が認められていた。しかしこれら自由港においても砂糖の直接輸出はフィニステレ岬以南条項の制限下にあった。そもそも自由港設置の目的は、当初はそれを外国領

西インド産砂糖のヨーロッパ向け輸出の中継拠点とすること、後にはスペイン領西インドへのイギリス製品輸出港とすることであり、英領生産物の自由な交易を奨励するという考え方はなかった⁽¹²⁾。

以上のように列挙品目制度には様々な例外措置があったが、それらは英領西インド産砂糖の外国への直接輸出を盛んにするものではなく、英領産砂糖は結局ほとんどが本国に輸出されていた。

1822年、英領産砂糖は自由港を通してヨーロッパ、アメリカ、アフリカ全域に直接輸出できるようになり、列挙品目制度は事実上廃止された。但しアメリカに関しては1826-30年再び直接交易が禁止され、完全な自由化は1830年以降となった。1825年以降はイギリスは諸国と個別に相互互恵通商条約を締結し、2国間で自由貿易の条件が交渉されたため、砂糖の輸出に関してもそれぞれの条約によってかなりの差があった。⁽¹³⁾

以上、英領西インド産砂糖は1660-1822年まで列挙品目制度のもとに本国への輸出を原則強制されており、実際ほとんどの英領産砂糖が本国にまず輸出されていた。フィニステレ岬以南の直接輸出を許可するライセンス制度は十分に機能していなかったといわれる。⁽¹⁴⁾その理由の一つは、このライセンス制度がもうけられた18世紀前半までに、フランス領産砂糖の生産が拡大し、ヨーロッパ市場を制覇していたことである⁽¹⁵⁾。もう一つの理由は、本国を通して砂糖を販売する商慣習が英領プランターの間に定着していたためである。英領西インドは食料・肥料・農機具など必需品を生産しておらず、通貨も不足していたため、英領プランターは、生産した砂糖をイギリス主要港の委託代理商向けに輸送し、砂糖の売上を彼らのもとに預金し、この預金に宛てて振り出した手形で必需品を購入する習慣を確立していた。こうした取引の過程で、プランターが本国代理に巨額の債務を負い、その結果生産する全砂糖を彼らに送付することが強制されるようなケースも多かった。このような商慣習定着の結果、プランターは本国経由の砂糖輸出からなかなか容易に脱却しなかった。

(3) 英領産砂糖税の制度

以上のように、英領西インド産砂糖はほとんどすべてが本国に輸出され、本国入港時に関税を徴収された。この関税額は表1に示している。税額自体の分析は(5)で行い、ここでは英領産砂糖関税の制度や政策の推移について述べる。

1651年までは、砂糖は全課税項目に一律5%の従価税を課すポンド税の課税対象であった⁽¹⁶⁾。1651年共和国政府は砂糖についてポンド税とは別個の関税制度を設置し、砂糖1cwt(ハンドレッドウェイト、約50kg)ごとに固定した税額を課す従量税方式での課税を開始した。1660年には砂糖は再びポンド税に復され、価格の4.75%の従価税が課されることになった。しかし実際には、課税は徴税額表 Book of Rates に記載された重量ごとに算出された額に基づいて行われ、またこの額が変更されないまま据え置かれたため、実質的には従量税として機能した⁽¹⁷⁾。その後1787年に関税制度が改められ、正式に従量税となった。

砂糖は、マスコバド、クレイド⁽¹⁸⁾、リファインドの3つの精製段階に応じて関税額が設定されていた。17世紀半ばまではこれらの税差は小さかったが、1670-80年代に精製糖に対する関税は大幅に引き上げられた⁽¹⁹⁾。この措置は、本国の製糖業者を保護するためであり、また植民地から未精製の嵩張る状態で砂糖を輸出させることでより多くの本国の船舶を使用させるためでもあった。この結果、英領西インドでの製糖業はすたれ、ほとんどの砂糖がマスコバド糖の段階で輸出されるようになった。

本国に輸入された英領産砂糖は、17世紀末までは半分から3分の2程度、18世紀以降はおよそ3分の1が再輸出されていた。再輸出する際には、いったん輸入時に支払った関税を再輸出時に払い戻す制度があった。この戻し税は、マスコバド糖を未精製のまま再輸出する場合はドローバック drawback（戻し税）と呼ばれ、国内でいったん精製された精製糖の場合には原材料のマスコバド糖に支払われた関税額に応じて支払われ、バウンティ bounty（輸出報奨金）と呼ばれた。以下では両者を戻し税と総称することとする。

戻し税の数値は表2に掲載する。17世紀末までは再輸出が好調であったため、ドローバックは支払った関税の半額で、バウンティはなかった。しかし1690年代以後フランス領サン・ドマングが優良な砂糖生産地として成長し始めると、フランス領産がヨーロッパ市場で優位を占めるようになる。この結果英領産砂糖の再輸出が減退したため、1733年モラセス法以後は支払った関税額のほぼ全額が払い戻されるようになった。だが、1791年サン・ドマング反乱後は砂糖不足と砂糖価格の急騰が起り、イギリス政府は砂糖の再輸出を抑制するため再び戻し税を削減した。なお表2には各年の平均値しか記載していないが、実際にはこの戻し税削減は砂糖平均価格上昇に従って戻し税を段階的に削減し、上限価格に達すれば戻し税をゼロにするという複雑な制度だった。最初は上限価格は50s（シリング）に設定されたが⁽²⁰⁾、後に引き上げられた。またこの戻し税制度は3ヶ月ごとに見直され、その都度微調整が行われた。いずれにしても表2によると、戻し税は1790年代後半には関税の7割から6割にとどまっていた。1803年以降は、再び戻し税は増額され、関税全額を払い戻す水準に戻った。

しかし1810年代後半以後は、戻し税は廃止の方向へ向かった。これはこのころからイギリス政府が自由貿易主義を積極的に採用するようになり、英領西インドに関しては外国との自由な貿易を認める一方で戻し税を廃止するという方針をとったからである。こうした政策の手始めが、1808年のフィニステレ岬以南の南欧地域への直接輸出の再開である。また1815-7年には全植民地生産物のマルタ・ジブラルタルへの直接輸出が自由化された。政府は、以上の貿易自由化の結果植民地生産物は本国経由を強制されなくなったので戻し税の必要はないと言主張し、1816年精製糖の一部についてバウンティを削減した⁽²¹⁾。また19年には、マスコバド糖に対するドローバックを全廃した。

当時のイギリス政府は、戻し税について「この人工的な貿易奨励策は新しい経済原理に反した、好ましくないもの」⁽²²⁾等と述べている。つまり政府は、戻し税が人工的に輸出を振興するための報奨金で、自由貿易主義に反していると考えていた。確かに、精製糖の戻し税のバウンティは、

輸出報奨金という意味である。しかし、後に見るようにこの当時イギリス政府が砂糖から徵収していた関税は異常なまでに高率であり、再輸出の際これを払い戻すことは必要で当然の措置であって、輸出奨励とは言えない。従って、以上のようなイギリス政府の主張は正当とは考えられない。

最後に、関税ではないが4.5%税とよばれる別の税金が砂糖に課されていたことに触れておきたい。これは、元々領主植民地だった地域が王領化された時、国王に植民地政府の維持費として輸出品価格の4.5%を支払うことが義務づけられたものである⁽²³⁾。4.5%税の課税対象地域は、1763年以前からの英領のうちジャマイカ以外、すなわちバーベイドスとリーウォード諸島である⁽²⁴⁾。これらの島々から砂糖を輸出する際には、植民地出港時にこの税金が徵収されていた。

(4) 保護関税の状況

次に、保護関税の体制がどのようにになっていたのか検討するため、外国産・東インド産砂糖への関税額についてみていきたい。これらの数値も先の表1に記載している。

1651年以降、外国産砂糖への関税は英領産への関税の倍額とされ、関税差額による英領の保護が始まった。18世紀半ばには保護主義はピークに達し、外国産への関税は英領産への関税の3倍以上にも引き上げられた。その後1780-1830年代には保護主義は後退し始め、税差は2倍前後から2.5倍程度に減退した。その後1844年には奴隸労働で生産されていない外国産砂糖の関税は英領産とほぼ同率とされ、英領産砂糖への保護はほぼ完全に放棄された。

一方東インド産砂糖については事情がかなり複雑である。東インド産砂糖は17世紀前半には若干輸入されていたが17世紀後半以降は全く輸入されていなかった。しかし1789年東印度会社はベンガル産砂糖の輸入を計画し、91年から本格的な輸入が開始された。東インド産砂糖については、東インドの一部はすでに英領となっており西インド産砂糖と関税の同率化をはかるべきだという意見もあった。しかし、英領東印度産とそれ以外の東インド産の砂糖は混在して流通しているという問題があった。結局、東印度会社の輸入品は全て一律の従価税の対象となっていたため、砂糖にもこの税が適用され、この上にさらに少額の従量税が追加された。1800-2年に砂糖価格が下落すると、価格に連動して税額が下がる従価税は従量税よりも有利となり、西インド利害関係者はこれを不服として政府に請願し、東印度産砂糖に対する従価税の大半は従量税に転換された。ついで1813年東印度会社の貿易独占権が廃止されるとその輸入品に対する従価税は全廃され、砂糖について残されていた従価税も廃止となった。ただし、このときの従価税は1cwt当たり6ペニス程で、廃止の効果は小さかった。

1814年モーリシャス諸島が英領となるが、モーリシャス諸島産砂糖への関税は東インド産砂糖と同額とされた。しかしモーリシャス諸島は完全な英領であるので、英領西インド産砂糖と同額の関税を適用すべきだという強い主張があった。それに対して、西インド利害関係者は、西インド植民地には航海法上不利で様々な貿易規制が課されているのに対し、モーリシャスはそうではないので、関税同率化は不公平であると強く反対した。

しかし1822年英領西インドの自由港から諸外国地域への直接航行が解禁されると、英領西インドへの貿易規制は消滅したとみなされ、英領西インドのための保護関税は全廃されるべきだという主張が高まった。その結果1825年にモーリシャス産砂糖、また36年にはその他の東インド産砂糖の関税が英領西インド産砂糖の関税と同率化された。

以上、外国産と東インド産砂糖に対する関税を通してみると、英領西インド産砂糖のための保護主義は18世紀にもっとも強力だったが、19世紀以降も1820年代までは批判されながらも18世紀とほぼ同水準で維持され、ようやく1825年以降1840年代にかけて徐々に廃止されていったことがわかる。

(5) 英領産砂糖税の税率の推移と英領西インド経済に対する影響

次に、18世紀から19世紀前半にかけて英領産砂糖に対する関税がどのように推移していたのか、その推移が英領西インド経済の衰退に因果関係をもつのかどうかを検討したい。

表1によると、1770年代まで英領産に対する砂糖税はそれほど高くなかったことがわかる。この時期は、東インドからの砂糖輸入はない上、外国産に対する保護関税は最高水準にあり、英領西インド産砂糖にとって特に有利な状況であったのではないかと思われる。しかし1781年以降砂糖税は急激に上昇しており1840年代まで高関税の時期が続く。これは直接には、アメリカ独立戦争からナポレオン戦争時に徐々に戦時税が追加され、それが戦後も長く維持された結果である。本節では、この時期の英領産砂糖に対する高関税が英領西インドの衰退にどう影響したのかを、とくに考えてみたい。

ただし砂糖税は従量税なので、税額だけ見ても税率は不明である。そこで表3で砂糖価格を示し、さらに表1の砂糖税額と表3の価格から税率を割り出し表4とした。

まず表3の砂糖価格（課税前）のみをみると、1733年と1790年代を比較すると砂糖価格は約4倍に上昇しており、18世紀を通して砂糖は好況にあったことがわかる。しかし1801年以降は、ナポレオン戦争最末期の一時的なブームをのぞけば、砂糖価格は低下傾向にある。特に1820年以降は急激に低下している。

次に表4を見ると、英領産砂糖に対する税率は、17世紀には3-6%と非常に低率で、1733年には急上昇するが、1740-1781年までは10-20%とそれほど高くないことが分かる。しかし1790年代から1801年には30%前後、1802-1806年ころは50-60%，その後1812年までは60-70%にまで上昇していき、ナポレオン戦争末期の砂糖好況で一時下がるが、戦後はまた上昇し始め、1820-30年代前半には80-100%となり史上最も高関税の状態に達している。税率が100%ということは課税後の砂糖価格が課税前価格の倍になることを意味しており、非常に重税であったといえる。

これほど税率が上昇した直接の原因は、砂糖税が従量税であること、そしてこの時期砂糖価格が下落する一方で関税が高額なまま維持されたからである。

それではなぜ、イギリス政府は、この時期砂糖に対してこれほどの高関税を維持したのだろうか。まず念頭に置かなくてはならないのは、17世紀末から19世紀初頭のイギリスはヨーロッパで

も植民地でも常に交戦状態にあり、軍事費のため国内に重税を課す軍事財政国家と呼ばれる構造にあったことである⁽²⁵⁾。当時のイギリス国家の主財源は関税・内国消費税であった。そのため、食料や生活必需品を含めほとんどすべての輸入品や国内生産品に対して高率の関税・内国消費税が課せられていた⁽²⁶⁾。砂糖への重税も基本的にはこのようなイギリスの全体的な重税政策の一環だったと理解してよいだろう⁽²⁷⁾。

しかし、砂糖はやはり特別な存在だった。表5は18世紀末から19世紀前半にかけて砂糖税がイギリスの全税収上占めていた割合を示している。これを見ると砂糖税は全関税収入の3割前後、また全税収の5%から1割前後を占めている。この間砂糖税は全関税・内国消費税項目中常に首位か2位にあった⁽²⁸⁾。つまり、砂糖はイギリス国家財政上もっとも重要な財源だったのである。

19世紀にはいると重税には批判が高まり、1810年代後半から1820年代にかけて多数の必需品に関して関税・内国消費税が削減されていった⁽²⁹⁾。しかし砂糖税の削減は表1に見るように1830年以降に始まっており、ほかの必需品と比べると明らかに少し遅れている。次章でみるが、この砂糖税削減の遅れは、イギリス政府が財政的見地から意図的に行ったものだった。イギリス政府は、砂糖が最重要の財源であったため、西インド利害関係者から再三請願されたにもかかわらず、削減になかなか応じなかったのである。

この1820年代の砂糖税引き下げの遅れが英領西インド経済の破たんに直接の影響をもつていることは否定できない。表3でもわかるように1820年代以降砂糖価格は急激に下落している。この背景には、キューバ産、東インド産など世界的な砂糖生産の拡大と自由貿易主義の進展を受けて、砂糖が供給過剰にあったことがある。こうした状況では、関税は消費価格には転嫁されず、もっぱら売り手側の負担となる。また関税は輸入時点で支払われており、販売できなかつても払い戻されはしないので、売れ残りが大量に出るような時期には売り手にさらに深刻な負担となった。以上から判断すれば、1820-30年ころの高関税維持と、まさにこの時期深化する英領西インドの衰退に直接の因果関係があったことは明らかである。

実際、1820-30年代には多くの砂糖プランターや砂糖貿易商が破産していく。筆者はこのうち代表的な砂糖貿易商の破産の過程を調査したが、そこで砂糖プランテーション経営にかかる出費のうち砂糖税が突出して大きな出費だったことを示した⁽³⁰⁾。砂糖税は間違いなく西インド・プランターと貿易商にとって非常に重い負担であり、それが不況下でも高率のまま維持されたことは英領西インド経済に対し致命的な打撃を与えたのである。

2 西インド委員会の分析

(1) 西インド委員会

前章では砂糖税や砂糖価格の推移を検討した結果、1820-30年頃の西インド経済不況と高関税の維持には直接の関係があるという結論に達した。本章ではこれを叙述的史料から確認するため、当時の関係者が不況と高関税の関係についてどのように語っていたかをたどってみたい。

以下で使用する史料は、西インド利害関係者が結成していた団体である西インド委員会の議事録である⁽³¹⁾。西インド委員会は、ロンドン在住の西インド貿易商、各植民地エージェント、プランターから構成された団体であった⁽³²⁾。その業務は、政府との交渉、護衛艦確保のための海軍省との連絡、製糖業者や船主・ロンドン港湾関係の諸団体などとの利害や実務の調整であった。これらの業務は、特許会社が存在する貿易地域の場合にはそれぞれの会社の役員会が行っていたが、西インドは自由貿易地域でありこのような常設的な会社の会合組織が存在しなかったため、次第に有力貿易商の自宅等でそれらに準ずる会合を行うようになり、西インド委員会の成立に至ったようである。

西インド委員会は、1770年代には貿易商のみが参加する Committee of West India Merchants (WIM) とプランターと商人の両方が出席する Committee of West India Planters and Merchants (WIPM) の2つの会合組織からなっていた。当初は WIM が常設の会議で日常的業務を果たしており、WIPM は臨時・補足的な会合で議事も WIM 議事録の中に記録されていた。1770年代までは会議の開催回数は少なく活動内容も単調で、出席者も数名から十数名の固定メンバーであり、西インド貿易従事者の中での組織率も低かったようである⁽³³⁾。

しかし委員会の活動は、1780年代後半以降一変して活発になる。この時期から開会回数と出席者は急増し、個別の重要課題に対応するための下部委員会も多数設置される。この活発化の最大の原因是、1788年2月の奴隸貿易廃止法案の議会提出であった⁽³⁴⁾。以後この課題への対応を担当した WIPM は急速に活性化し、総会の出席者数が百～数百人にも達するほどの大組織となつた。だがこの時期には奴隸問題の他にも、連続する戦争への対応、独立アメリカとの貿易規制、戦時下の西インドへの必需品輸送、郵便船の運行、ロンドン港混雑の深刻化、港湾警察設置、ドック建設、所得税導入に対応しての西インド貿易商・プランターの所得算出方法の考案、そして本稿で扱う関税問題など、多くの重要課題が次々と出現していた。また西インド委員会は、徐々に西インド経済の先行きにも強い危機意識を持つようになる。上記にあげた様々な課題は経済の行き詰まりに関連するものも多く、西インド委員会はそれら一つ一つについて議論を尽くし対策を練る必要に迫られていた。

以上、西インド委員会議事録は、多種多様な内容を含む膨大な量の記録であり、多方面の研究に活用し得る史料である。しかし今回は、砂糖税に関する議事を中心的に扱う。

(2) 西インド利害関係者の見解

ここでは、英領西インド経済衰退の時期に行われた議論を網羅的に把握するために、現存するうち最も早い1769年から1830年代前半までの西インド委員会議事録を調査した。ただし砂糖税について活発な議論が交わされ始めるのは関税の大幅引き上げが始まった1781年以降なので、本章で実際に紹介する内容はそれ以後のものとなる。以下ではこの期間を、①1781-1799年（関税引き上げ開始からサン・ドマング反乱とそれによる砂糖好況まで）、②1799-1815年（1799年不況からナポレオン戦争の終結まで）、③1815-25年（ナポレオン戦争終結から保護関税削減開

始まで), ④ 1825-1830 年代初頭 (保護関税の削減開始以降, 財政関税削減が開始されるまで) に大別して, 意見の動向を探ってみたい。

① 1781-1799 年

1781 年英領西インド産砂糖に対する関税は 6s 8d から 11s 9d とほぼ倍に増税され, 同時にラム酒税も増税された。これは, 1830 年代まで継続する高関税時代の幕開けであった。またアメリカが独立し, アメリカと英領西インドの通商は原則として禁止される。これは, アメリカから食糧, 木材など多くの必需品を輸入してきた英領西インドにとって, 深刻な状況の変化だった。西インド委員会は, こうしたイギリス政府の政策に対して, 強い危惧と抵抗を示している。

「砂糖税は先の戦争の間にほとんど 2 倍になった。砂糖の大半が消費の前に精糖されることを考えれば, 砂糖税は製造業の原材料に対する税金である。また精糖の間に大量の廃棄物が出るので, 消費される実質量に対してはさらに重い税となっている。陸揚げ直後に支払う関税のために必要な資金の前借りは, プランターに対する負担を増やしている。」

「アメリカ合衆国領土と英領砂糖植民地は, 互いの必要物を供給し合うという明確な考え方のもとに植民されてきた。ゆえに, 材木や食料品がアメリカから安い価格で供給されなくなるならば, 砂糖植民地がどの程度の繁栄を存続することも, 期待できないだろう。⁽³⁵⁾」

このように西インド委員会は当初から強い懸念を示している。しかし砂糖税引き上げとアメリカとの航行禁止という 2 つの条件は, 以後 40-50 年にわたって維持された。

ただし英領西インド経済の衰退はこの時点では開始しない。それは, 1791 年 8 月サン・ドマング反乱が起こり, その後, 産出する砂糖の質・価格・量において英領を完全に凌駕していたフランス領砂糖植民地は消滅するからである。これが招いた世界的な砂糖不足と価格の上昇の結果, 英領西インドは 10-20 年長く繁栄を維持することができた。

しかし他方で, この反乱が引き起こした砂糖不足は, 将来英領西インドにとって禍根を残すような 2 つの砂糖税政策をイギリス政府が導入することを許した。

1792 年 2 月砂糖不足を深刻とみた大蔵大臣兼総理のピットは, 西インド委員会に対し, 「東インド産砂糖を英領産砂糖と同じ税額で輸入すること, 外国産砂糖の輸入を一定条件と規制のもとで許可すること」と「2 ヶ月間砂糖の戻し税を停止すること, (中略) そして, 未精製糖と精製糖の輸出の一時停止をすべきこと」を検討するよう申し出る⁽³⁶⁾。西インド委員会は, これを「イギリスで砂糖に関して長く確立してきた諸法に対して企てられた大変革」として退けた。しかしピットは三月に再度, 砂糖価格上昇時の再輸出の停止, 英領からヨーロッパへの砂糖の直接輸出の不許可, イギリス船によるヨーロッパからの外国産砂糖輸入の許可, バハマ諸島ナサウ港(自由港の 1 つ)への外国船による砂糖・コーヒー輸入の許可等を要求していく⁽³⁷⁾。

以上のピットの要求は、第1には、東インド産・外国産の砂糖の輸入の容認、第2には、戻し税の一時停止・削減による英領西インド産砂糖再輸出の抑止や直接輸出の禁止であった。ピットは、このようなやり方でイギリス市場への砂糖供給の安定を図ろうとしたのである。

しかし以上のピットの政策は、砂糖が供給過剰に転じた場合砂糖生産者や流通業者にとって非常に不利に働くものだった。もしこの政策下で砂糖が供給過剰になれば、英領西インド産砂糖は本国市場では外国産や東インド産砂糖に圧迫され、他方で外国市場への輸出は抑止される。高い保護関税が外国産・東インド産流入を抑制しているうちはまだしもよいが、それが削減されれば状況はさらに不利になる。そして実際、1799年以降まさにこの通りのことが現実となる。

従って、サン・ドマング反乱は、確かに英領西インドの繁栄を長らえさせはしたが、以上のような砂糖税政策の導入を許したという点で将来の英領西インドの衰退を準備するものであった。

西インド委員会は、当然ながらこれらのピットの政策に反対した。1796年には西インド委員会は「もしも、未精製糖・精製糖双方にその輸出の際に釣り合ったドローバックやバウンティが認められないのならば、今提案されている砂糖税増税の結果として、全負担が消費者ではなく西インド・プランターにかかるることは確実だ。」⁽³⁸⁾と述べ、再輸出の道を閉じられた英領産砂糖は国内での安値販売を強いられ、税負担が消費者ではなく生産者に転嫁されるであろうとの見込みを示している。また彼らは、対仏戦の間に外国領植民地の征服が進み西インドにおけるイギリス領土が拡大することを予見し、「そのような供給源に加えて、東インドからの砂糖を競争に加えることは、無策の極みでしかない」と述べ、近い将来国内市場が供給過剰になることを予見していた。⁽³⁹⁾

以上1781-99年は、英領西インドは繁栄を続けていたが、その裏で、将来の衰退を決定づけるような砂糖税政策が本国によって選択された時期であったといえる。

② 1799-1815年

1799年サン・ドマング反乱後の砂糖ブームは終了した。ヨーロッパの中心的砂糖取引地であったハンブルクでは、過剰投資のため金融パニックに陥り、総計250万ポンドの取引に関わる82社が倒産した⁽⁴⁰⁾。

この不況は、英領西インド産砂糖の海外での販売に大きな打撃を与えた。1798年に92万cwtあったイギリスからのマスコバド糖の再輸出は翌年36万cwtにまで減少し、精製糖の輸出も半減した⁽⁴¹⁾。西インド委員会は、この事態を重く見て、1799年9月「海外における砂糖とコーヒーの需要の現在の不況の原因を調査する」下部委員会を設置する。

同委員会の現状認識は以下のようである。「スペイン領における砂糖作付けの急激な進展と、近年のポルトガル人およびデンマーク人による活発な努力がヨーロッパ市場の供給に影響しており、このように外国産砂糖が増産された結果、「イギリスは、外国市場での砂糖とコーヒーの供給を独占的に掌握しているどころか、かつて市場で競合国に対して享受していた優位をすでに失っている。」英領西インド産砂糖は「課税された関税が再輸出される際にも保持されている」

ため価格が高く、この「高値が消費を減退させる傾向が続いている」いる。従って、「国内市場での最近の増税と輸出における戻し税の減額が、直接あるいは間接的に重荷となっていることを憂慮すべき⁽⁴²⁾」であった。つまり、西インド委員会は、外国産砂糖の生産拡大により海外市場で英領産砂糖が競争力を失っていることを認め、競争力回復のためには関税の減税か、戻し税の全面復活の必要があると主張する。

西インド委員会はピットに、砂糖税減税と再輸出の際の税の全額払い戻しを求めた。さらに、現状では適切な倉庫がないため行われていない保税倉庫の制度を砂糖にも設けること、国内蒸留酒製造におけるモラセス消費の奨励、より直接的な救済策としてイングランド銀行が150万ポンドの貸し付けを提供すること等を要求している。関税は陸揚げ時に支払う必要があったため、税金の支払いは輸入者と生産者に直接的な負担をかけており、特に販売が不調な時期には税金支払いのための資金繰りは非常に困難だった。このため、保税倉庫や関税支払いのための貸し付けという措置が、救済策として強く望まれていた。ピットは、ほかの要求には応じたが、減税・戻し税については確約を避けた。

戻し税は1803年、ほぼ関税全額の払い戻しまでに増額された。また、戻し税支払いが停止する平均価格の上限も70s/cwtにまで引き上げられた。

しかしこの間砂糖税自体は急速に増税された。英領西インド産砂糖に対する関税は1795年までは15s/cwtだったが、1802年には20s、1805年には27sにまで引き上げられた。

砂糖税は等級にかかわらず無差別に課税されているため、中・下級品の砂糖に対しては特に重い税となった。西インド委員会は、課税による下級品砂糖の著しい価格引き上げの結果貧しい層の砂糖消費が妨げられていること、またこうした消費の減退の結果として税収もむしろ減じていると述べる。

「この税は手当たり次第に課税されており、多くの点で中下層階級の慰安と健康に貢献するかもしれないなかった砂糖消費を妨げている。その結果財政政策としても、もっと低率で比例的な税よりも生産的でない。」⁽⁴³⁾

ここでは西インド委員会は、減税はイギリス国民の幸福にも政府税収の増加にもつながるという論理を用いて、減税を強く要求した。

また西インド委員会は、砂糖税は政府が意図したように消費者が負担するのではなく、プランターが負担していること、この負担が今後継続すると耕作は不可能になるとも、述べている⁽⁴⁴⁾。政府は、このような訴えの結果、英領西インドの不況を調査する下院委員会を設置した。同委員会は、英領西インド・プランターの苦境の原因は、生産コストの上昇と関税負担にあるとし、砂糖税減税を提言する⁽⁴⁵⁾。しかし、政府はこの提言を受け入れなかつた。関税の削減は、1830年まで行われない。

(3) 1815-25年

1815年ナポレオン戦争終結後、イギリス政府は旧来の重税政策と航海法体制を転換し、関税・内国消費税の削減と貿易の自由化を採用していく。そこで西インド委員会は、英領西インドに関するとしても、関税の削減、貿易の自由化が進展することを望んだ。たとえば、西インド委員会は、「何年も接触できなかった市場が開かれ、全ヨーロッパ諸国が商業的優越を競い合うような長期の戦争の終結時に、イギリスが自発的にその外国貿易の重要な部門に負担を課すことは最も異常というほかない。」⁽⁴⁶⁾と述べ、英領西インドに対する高関税・貿易規制などを廃止することを政府に期待している。

しかしイギリス政府は、英領西インドに関してはこの時期も高関税を維持し、貿易も完全には自由化しなかった。戦争終了後多くの本国産業の製品に対しては減税が行われたが、西インド植民地生産物に対しては全く減税はなかった。例えば蒸留酒の場合、戦後スコットランド、アイルランドの蒸留酒に対する内国消費税は大幅に減税されたが、ラム酒税は据え置かれた。この結果、ラム酒の本国での消費は減少し、ラム酒価格は急激に下落する⁽⁴⁷⁾。

砂糖についても、戦争中の増税のほとんどが戦時の臨時税であったにもかかわらず、戦後全く減税されなかった。西インド委員会は、大幅減税によって消費の拡大をはかることが、本国の消費者にとっても西インドにとっても本国財政にとっても利益になるという主張を繰り返すが⁽⁴⁸⁾、聞き入れられなかった。

英領西インドに対する貿易統制に関しては、政府は確かに一部の自由化を行った。これまでにも述べたが、西インドからの輸出に関しては、すでに1808年に1739年法が再開され砂糖・コーヒーのフィニステレ岬以南への直接輸出が可能となっていた。また1815-7年にはマルタ・ジブラルタルへその他の西インド生産物の輸出が認められ、1822年以降は英領西インドから全世界への直接輸出が自由化した。他方輸入に関しても1808年以降フィニステレ岬以南のヨーロッパからの穀物の直接輸入、1815-7年マルタ・ジブラルタルからの食料品等85項目の輸入が認められ、1822年にはアメリカから65項目、ヨーロッパから97項目の輸入が認められるようになった⁽⁴⁹⁾。

だがこれらの自由化は、後に見るように、本国の製造業・船舶利害や英領カナダなどの利害を守るために関税他様々な措置がとられており、不十分なものだった。しかも、前章で見たように、この植民地貿易の自由化には戻し税の削減・廃止が伴っていた。西インド委員会は戻し税削減に強く抵抗するが、政府は、戻し税は人工的な輸出振興策であると断定し、その復活は「議会で、深刻でしかも成功に終わるような反対にあうだろう」⁽⁵⁰⁾と述べ、うけつけなかった。

このように、ナポレオン戦争後の政府の貿易自由化・関税削減策は、英領西インドに関しては恩恵をもたらさなかった。

一方、このころから砂糖価格は本格的に下落し始める。これ以降の西インド委員会の記録では、砂糖プランターの経営難についての深刻な訴えが目立つようになる。

1818年5月西インド委員会側の代表は商務院総裁・副総裁と会談し、奴隸貿易廃止による労働コストの値上がり、航海法規制の持続による必需品の値上がり、砂糖副産物であるラム酒価格

の値下がり、そして現在の砂糖の安値のため、プランターは十分な収益を得ていないと訴える⁽⁵¹⁾。

1822年7月WIMの決議では収益の低下の原因がより詳細に述べられている⁽⁵²⁾。砂糖の西インドでの生産コストは20s/cwt前後、輸送費と倉庫代等は8-9sである。その上砂糖生産過程で出る副産物のラム酒の売り上げが減少しているため、「現在の砂糖販売価格は原価を割っていた」。さらに英領西インドは「近年の新領土獲得以来、母国の消費量をかなり上回る砂糖を供給している」ので、砂糖の価格維持はどれぐらい再輸出できるかにかかっていた。しかし「不幸なことに、全ヨーロッパ大陸市場には奴隸労働によって生産される砂糖が供給されている。この奴隸は、イギリスが奴隸貿易を放棄した後も、アフリカからフランス、スペイン、ポルトガル領にふんだんに安く輸送されている。この結果、英領プランターは外国市場で全く競争できない。」この結果、砂糖は再輸出できず、国内市場にあふれて価格を下げていた。これがプランターの破産を招く。しかしプランターの破産はそれだけにとどまらず、「英領西インド資産の生産物に依存している抵当権者、年金生活者、借地人その他の収入の全面的崩壊をもたらすに違ひなく」、イギリス人全体に悪影響を及ぼす。

また「必要な出費とすでに現在蓄積された負債に十分匹敵するだけの利益が植民地資産から得られないならば、イギリス商人宛に振り出された為替手形の支払い拒絶という恐ろしい必然の結果が生じる。」これらの手形で購入されていた「必需品が（西インドに）送付できない場合には、黒人奴隸を養うことも衣服を着せることもできないし、また所領の耕作も維持できない。」つまり、プランターの経営状況の悪化は本国貿易商からの融資の停止につながり、その結果英領西インドには食料も肥料なども供給されず、奴隸の飢餓や耕作の停止などプランテーション全体の崩壊につながる。

実際、前述したように、この時期からプランター、貿易商の破産が頻発するようになっていた。西インド委員会が西インド経済の全面的破綻を避けるための最上の手段としてこの時期主張したのは、やはり英領産砂糖税の大幅減税だった。西インド委員会はこの実現のため、1824年6月「砂糖税の大幅減税の立法を政府に精力的に要望するための下部委員会」（砂糖税委員会）を設置する⁽⁵³⁾。

④ 1825-1830年代前半

西インド委員会は砂糖税委員会を中心にどのように政府を説得すべきかを議論した。その結果彼らが用意した主張の内容は以下の4点にまとめられる。

第1に、ナポレオン戦争以来、政府は多くの国内産業や必需品に対して内国消費税や関税の削減を行ったのに対し、英領西インド産の生産物に対しては全く削減を行っていない。例えば1826年には「何百万もの税金がイギリス国民に影響をあたえるものとして廃止されたにもかかわらず、その種の何らかの効果的な救済は植民地には拡大されておらず、それどころか彼らの製造する主要産物に課せられた戦時税はいまだに維持されているし、今や戻し税は廃止されかかっている。」

第2に、関税は中下級品の砂糖に特に重くかかるおり下層階級に大きな負担となっており、この結果消費が抑制されかえって財政収入を減少させている。1829年12月の砂糖税委員会では、「ここ12ヶ月のうちに中級・並の砂糖価格は10s下がったが、税金総額は全く減少していない」とこと、中下級品砂糖は全体の供給量の4分の3を占めていること、下級品の平均価格は17-19sでそれに対する関税は142-159%にも達し消費価格を2.5倍前後にまで高めていると報告されている⁽⁵⁴⁾。

第3に、砂糖価格の低下と生産コストの上昇の結果、プランターの収益は赤字に転じている。英領プランターの支出については先にもデータを挙げたが、1829年12月の砂糖税委員会は、輸送料+保険+陸揚げ・販売費用は最低でも8s/cwt、生産コストはラム酒からの収入を入れても18s/cwt、これに対して販売価格（下級品）が17-9s、従ってプランターには7-9s/cwtの赤字が出ていると報告する。なお、1830年の同様の計算では、輸送料+販売手数料が8s 6d、生産コストが15s 10d、砂糖価格は24s 10dとなっている⁽⁵⁵⁾。

この生産コスト上昇の原因は、貿易統制の残存と奴隸貿易廃止、奴隸待遇改善の強制にあると主張されている。特に外国領土では奴隸貿易が廃止されていないため、以下のような不満が多々見られる。

「我が植民地は、母国とその従属地の利益のために貿易に様々な制限を課せられてきた。その上、奴隸貿易廃止と奴隸の利益のために課せられてきた様々な高価な義務から生じる労働コスト増大にさらされている。このような我が植民地が、キューバやブラジルと同じくらい安い金額で砂糖を育てることはできないはずだ。キューバやブラジルは、奴隸貿易を行っている上に、全世界と自由に交易を行っているのだ。」⁽⁵⁶⁾

第4に、このようなプランターの赤字が続ければ、本国の西インド貿易商はプランターに融資できないこと。この融資のストップは、耕作の停止・奴隸の飢餓、英領西インド植民地の完全な崩壊につながること。1830年5月の西インド貿易商有志の請願は、「通常の慎重な判断の下に行動している商人は、プランターに対して、その奴隸の扶養や領地の耕作、家族の扶養いずれのためにも、さらなる前貸しをすることは控えざるを得ない」とこと、「何らかの救済が提供されなくては、絶望と破滅が植民地人とその被扶養者を圧倒するに違いない」と述べる⁽⁵⁷⁾。

西インド委員会は以上のように論じて、プランターと英領西インドの破滅を避けるためには財政関税を大幅に削減すべきだと論じた。

保護関税削減に関しては、議事録や請願から見る限り西インド委員会は正面からの反対は行っていない。むしろ彼らは自由貿易主義を肯定しつつ、政府の英領西インドへの自由貿易主義の適用の仕方が不公平であると主張する。

西インド委員会が最も不満に思っていたことの一つは、本国やアイルランド、スコットランド、カナダの産業利害に対してはなお保護主義が維持され、それが英領西インドに不利に働いていた

点である。

たとえば西インド委員会は、1808-20年代に進んだ英領西インドの外国直接貿易の自由化についても、「自由な通商を認めることで植民地に恩恵を与えると期待され、またそのような名称でも呼ばれていた諸法は、諸制限を課した結果その期待を実現しなかった⁽⁵⁸⁾。」と述べる。この諸制限とは、本国やカナダの産業利害を保護するために、英領西インドがアメリカ、ヨーロッパから直接輸入する物産に高い関税が課せられていた点をさす⁽⁵⁹⁾。

スコットランドやアイルランドの蒸留酒にくらべ、西インド産ラム酒に高関税が課税されていたことも先に見た⁽⁶⁰⁾。大蔵大臣自身1829年に「税金の差額の目的は、植民地で生産された蒸留酒に対抗する上で、国内産蒸留酒に相応な保護を与えるためである⁽⁶¹⁾。」と述べ、国内産業のため英領西インドを犠牲にした保護主義政策であることを政府自ら認めている。

また少し後の史料になるが、以下でも国内産業やカナダなどに対する保護主義が西インド経済にどのように悪影響を及ぼしているかがはっきりと述べられている。

「かつて植民地貿易に課せられていた禁止的規制や制限は、最近になって名目上は緩和された。しかしイギリスは、（英領西インドが）外国人からならもっと安く調達できるはずの商品全てに重い保護関税を課することで、やはり規制を実質上維持している。イギリスはこうして本国とその従属地域の国内産業を優遇しているのである。こうした規制ゆえに、西インド植民地に本国の製品を消費させ、また従属地域の穀物や材木、水産物の市場をそこに確保することができるのだ。にしん他の塩漬け魚については、本国と英領北アメリカ（カナダ）の漁業を優遇するため、（英領西インドへの）外国からの輸入は禁止されている。外国からの牛肉、豚、バター、リネン、羊毛、農機具の輸入には重税が課されている。これらが英領西インドの（砂糖）耕作費用を高めているのだ。⁽⁶²⁾」

以上のように、西インド委員会は、国内や西インド以外の英領の産業にたいして保護主義が持続しているために、自由貿易主義の適用は英領西インドにとって不利なものになっているという論理を展開している。

また西インド委員会は次のようにも述べる。

「ほとんど2世紀間にわたってイギリス政府の望むままに植民地貿易を規制していたシステムは、多くの点で植民地の進歩を妨げ、またある点では植民地人に大きな損害を与えることが予測されていた。にもかかわらず、それは植民地人には長年の習慣となって、突然のシステムの変更によって放棄することができないほどの深い関係と依存を生み出してきた。従って、西インド植民地が、外国との直接通商という便宜から利益を得るまでには、相当な時間が必要である⁽⁶³⁾。」

ここでは、旧植民地体制（航海法による貿易統制）は本来植民地に不利な制度だったが、あま

りに長く続けられたため依存体制が成立しており、突然自由貿易主義に転換されても簡単には対応できないという主張がなされている。

以上、西インド委員会は、この経済衰退の深刻化した時期においても、財政関税の削減を要求の中心としていたことが明らかとなった。彼らは、自由貿易主義に関しては、反対という立場ではなく、むしろ英領西インド貿易で実施されつつある自由貿易が本国製品などに対する保護主義の残存のせいで阻害されているという不満をもっていた。

しかし、政府はこの時期にも財政関税削減には応じなかった。政府は減税を拒否する理由として、以下のようなことを繰り返し述べている。

「現在の歳入の苦境からいって、この委員会から申し出られたような減税を議会に推奨はできない。というのは、それはこの国に 100 万ポンドの年収減をもたらすからだ。⁽⁶⁴⁾」

「国家歳入の現在の状況が、いかなる即時の減税に対しても克服できない障害となっている。⁽⁶⁵⁾」

つまり、イギリス政府が砂糖税減税に応じなかった理由は、純粹に財政的見地からであった。しかし、これは英領西インドにとっては全く納得のできない理由であった。なぜなら、この間本国の生産物や製品に対しては内国消費税の減税が進んでおり、スコットランドやアイルランド、カナダの産業も英領西インドよりは税制上も貿易規制上も優遇されていたからである。そのように本国や他の本国の従属地域で減税が進む一方、英領西インド産砂糖の関税は税収確保のため減税されないというのは、明らかな不公平だった。

ようやく 1830 年、政府は英領西インド経済の深刻な状況を背景に、砂糖税の引き下げに応じる。この年 6 月政府は西インド経済の状況調査を商務院へ依頼し⁽⁶⁶⁾、その後この調査は下院特別委員会へ移された⁽⁶⁷⁾。この委員会の提言を受けて、英領産砂糖の関税は 3s 削減される。

西インド委員会はこの減税に満足せず、この後も大幅な減税を求めて活動を続ける。ただそこで展開される議論はすでに紹介してきたものとほとんど同じであり、今までの説明でほぼ西インド利害関係者側の論点は出尽くしている。

以上、1781 年から 1830 年までの西インド委員会の砂糖税についての認識と政府への要求を見てきた。この間一貫して西インド委員会が政府に要求し続けたのは、第一に財政関税の削減であった。ナポレオン戦争終了後保護関税削減や貿易の自由化が進展し、他方で急速に西インド経済が衰退し始めた時期においても、西インド委員会の中心的要求は財政関税の削減であった。

4 結論

従来、英領西インド経済の衰退の原因については、自由貿易主義の台頭やそれによる保護関税の廃止が重視されてきた。しかし本稿では、英領西インド産砂糖自体に課せられていた関税（財

政関税）のほうが、長期的に重大な影響を英領西インドに及ぼしていたという見解を示した。この関税は1780年ころから1830年にかけて引き上げられ続け、19世紀に入ってからは非常に重税になっていた。特に1820-30年代にはその税率は100%に迫り、砂糖の中下級品に関してみれば150%にも達する状態になっていた。1800年代から始まり特に1820-30年代に急速に進展した英領西インド経済の衰退に、この重い財政関税、特に1820-30年の異常な高関税の状態が、直接の因果関係を持っていたことは、否定できない。

また従来、西インド利害関係者は自由貿易主義に抵抗し、保護関税に執着したと理解されてきた。しかし本稿では、必ずしもそうではないことを明らかにした。1810年代以降の西インド利害関係者は、自由貿易主義を支持するか、あるいは反対が得策でないことを承知していた。むしろ彼らは、自由貿易主義肯定の立場に立って、1820年代から始まった英領西インドの貿易自由化が、本国製造業への保護主義の残存によって有名無実となっていることを批判している。また関税の問題についても、保護関税削減にも反対するが、財政関税削減の要求にはるかに長い年月とエネルギーを傾けている。

政府の政策としてみると、18世紀からナポレオン戦争終了までは高関税・高消費税政策はイギリス政府の全般的な政策であり、砂糖の高関税もその一環であった。しかし1820年以降はイギリス政府は多くの国内製造品や輸入品目に関して関税・消費税を削減する一方、砂糖の高関税を維持した。これは砂糖が最重要の税源であったためであり、この時期イギリス政府は財政的見地から砂糖税の引き下げを意図的に遅らせた。これは、財政的負担を英領西インドに不当に重くおわせるものであり、不公平な政策であった。

1820年代は、英領西インドの貿易自由化の一方で保護関税や戻し税が削減・廃止され、また奴隸制の将来的廃止が決定し奴隸の待遇改善が進んだ時期であった。これらは200年以上にわたって続いた植民地体制の根本的大転換であって、それを強制するのであれば、イギリス政府は自由貿易主義や人道主義に逆行しない範囲で植民地に何らかの有利な措置をとるべきであったと思われる。財政関税の大幅削減はそうした措置としては最も適切なものだったようと思われる。実際西インド委員会もそう考え、再三政府にこれを要求した。しかし、イギリス政府は本国財政という観点からこれに応じなかった。このようなイギリス政府の砂糖税に対する姿勢は、自由貿易主義や人道主義とは無関係な、植民地は本国を潤すために存在するという旧植民地体制からの理念に基づいた本国中心主義だったといえる。

注

- (1) Eric Williams, *Capitalism and Slavery*, Chapel Hill, 1944. (中山毅訳『資本主義と奴隸制』理論社, 1978年。山本伸監訳『資本主義と奴隸制』明石書店, 2004年。)
- (2) Lowell Joseph Ragatz, *The Fall of Planters Class in the British Caribbean, 1763-1833*, New York, 1928.

- (3) Selwyn H. H. Carrington, 'American Revolution and the British West Indies' Economy', in Solow & Engerman, eds., *British Capitalism and Caribbean Slavery*, Cambridge, 1987, pp. 135-161.
- (4) Andrew Jackson O'Shaughnessy, 'Formation of a Commercial Lobby: the West India Interest, British Colonial Policy and the American Revolution,' *The Historical Journal*, 40 (1), 1997, pp. 71-95. Id, *An Empire Divided. The American Revolution and the British Caribbean*, Philadelphia, 2000.
- (5) Roger Anstey, *The Atlantic Slave Trade and British Abolition 1760-1810*, London, 1975. Id, 'Historical Debate on the Abolition of the British Slave Trade,' in Roger Anstey and P.E.H. Hair eds., *Liverpool, the African Slave Trade, and Abolition*, Bristol, 1976, pp. 157-166. Id, 'The Pattern of British Abolitionism in the Eighteenth and Nineteenth Centuries,' in Seymour Drescher, ed., *Anti-slavery, Religion, and Reform: Essays in Memory of Roger Anstey*, Folkestone, 1980, pp. 19-42.
- (6) Seymour Drescher, *Econocide: British Slavery in the Era of Abolition*, Pittsburgh, 1977. Id, 'Capitalism and Abolition: Values and Forces in Britain, 1783-1814,' in Anstey and Hair eds., *Liverpool, the African Slave Trade, and Abolition*, pp. 167-195.
- (7) イギリス西インド貿易の統計値については, Drescher, *Econocide*, pp. 18-21. 砂糖のみの輸入量については, *Parliamentary Papers*, 1847-8 (400) vol. 63, pp. 528-9.
- (8) 表3参照。
- (9) 両者はアメリカ独立, 航海法体制・奴隸制・不在地主制・単一商品作物栽培などの問題に着眼した点で共通している。またラガツはウェーラムズを高く評価し, 著作の出版を支援してもいる。両者の関係については Selwyn H. H. Carrington, 'Capitalism and Slavery and Caribbean Historiography: an Evaluation,' *Journal of African American History*, 22 (6), 2003.
- (10) これについての詳細は Pitman, pp. 178-183.
- (11) Lawrence A. Harper, *The English Navigation Laws. A Seventeenth-Century Experiment in Social Engineering*, 1939, pp. 399-401.
- (12) Frances Armitage, *The Free Port System in the British West Indies, 1766-1815*, London, 1953.
- (13) Harper, p.396.
- (14) Pitman, Frank Wesley, *The Development of the British West Indies, 1700-1763*, New Haven, 1917 pp. 183-185.
- (15) フランス領砂糖の成長については Pitman, pp. 161-2, 177-9. Lawrence Henry Gipson, *The British Empire before the American Revolution, Vol. II. The British Isles and the American Colonies: the Southern Plantations 1748-1754*, Caldwell, 1936, pp. 244-5.
- (16) Noel Deerr, *History of Sugar*, London, 1949, p.427. Beer, *The Old Colonial System*, vol. I, pp.129.
- (17) Deerr, pp. 427-9. Beer, *The Old Colonial System*, vol. I, p.130.
- (18) 白色粘土で濾過した砂糖。Sheridan, pp. 115-118.
- (19) Beer, *The Old Colonial System*, vol. I, pp. 156-8.
- (20) 詳細については Ragatz, p. 207.
- (21) 表2は各年の平均戻し税額しか載せていないので, この削減は表の数値に反映されていない。
- (22) WIPM, 1822年7月4, 10, 19日。(注(31)参照)
- (23) Beer, *The Old Colonial System*, vol. I, pp. 177-192. Ragatz, p. 104.
- (24) Ragatz, pp. 127-8. Pitman, p.166.
- (25) John Brewer, *The Sinews of Power. War, Money and the English State, 1688-1783*, New York, 1989.
- (26) Roy Douglas, *Taxation in Britain since 1660*, London, 1999. William J. Ashworth, *Customs and Excise: Trade, Production, and Consumption in England 1640-1845*, Oxford, 2003.
- (27) 18世紀末 - 19世紀初頭の必需品に対する間接税の高さについては R. Montgomery Martin, *Taxation of British Empire*, London, 1833, pp. 1-50.
- (28) 1830-2年の税収構成については Pablo Pébrer, *Taxation, Revenue, Expenditure, Power, Statistics, and Debt of the Whole British Empire; Their Origin, Progress, and Present State*, London, 1833 に

- ある。また *Journal of House of Commons*, vol. 43-54, 1787-1799 にも各年の税収の表が添付されている。
- (29) 1810-20 年代の減税については William Tayler, *The History of the Taxation of England with an Account of the Rise and Progress of the National Debt*, p. 70f., Appendices.
- (30) 拙稿「一八三〇 - 三二年英領西インド経済危機と奴隸賠償制度」『史林』91 卷第 6 号, 2008 年, 33-69 頁。
- (31) West India Committee Archives. 原本はトリニダード・トバゴの西インド大学に所蔵。筆者はロンドン大学所蔵のマイクロフィルムを利用した。以下では主に West India Merchants Meeting Minutes (WIM) 1769-1779, 1779-1783, 1794-1802, 1804-1827, 1828-1843. West India Planters & Merchants Meeting Minutes (WIPM) 1785-1793, 1793-1801, 1801-1804, 1805-1822, 1822-1829, 1829-1834. Meetings of WIM Sugar Duties Minutes, 1825-1830 を使用した。なお、本稿では西インド委員会 West India Committee と総称するが、初期には WIM には Society of West India Merchants, Society of West India Planters and Merchants の名称も使用されていた。
- (32) 植民地エージェント及び西インド委員会については Lillian M. Penson, *The Colonial Agents of the British West Indies: a Study in Colonial Administration, Mainly in the Eighteenth Century*, London, 1971. Ian K. Steele, *The English Atlantic 1675-1740*, New York, 1986, pp. 244-5. O'Shaughnessy, *An Empire Divided*, pp. 89f., 172.
- (33) WIM, 1777 年 5 月 6 日。西インド貿易に従事しながら会費未払いの者に支払いを督促することが決定されている。
- (34) WIPM, 1788 年 7 月 2 日。
- (35) ともに WIM, 1783 年 4 月 29 日。
- (36) WIPM, 1792 年 2 月 14 日。
- (37) WIPM, 1792 年 3 月 3 日。
- (38) WIM, 1796 年 12 月 13 日。
- (39) WIPM, 1794 年 6 月 3 日。
- (40) Ragatz, p. 287.
- (41) Ragatz, p. 287.
- (42) WIM, 1799 年 9 月 24 日。
- (43) WIPM, 1806 年 4 月 11 日。
- (44) WIPM, 1802 年 3 月 18, 26, 31 日。
- (45) *Parliamentary Papers*, Select Committee on Commercial State of West India Colonies, Report, Appendix. 1807 (65) vol. 3.
- (46) WIPM, 1815 年 2 月 28 日。
- (47) WIM, 1823 年 11 月 27 日。
- (48) WIPM, 1824 年 1 月 26 日。
- (49) Harper, p. 402, 404.
- (50) WIPM, 1822 年 7 月 4, 10, 19 日。
- (51) WIPM, 1818 年 5 月 8 日。
- (52) WIM, 1822 年 7 月 10 日。
- (53) WIPM, 1824 年 6 月 25 日。
- (54) Sugar Duties Minutes, 1829 年 12 月。(日付は欠如) なお同様の計算は R. M. Martin, *Taxation*, p. 31.
- (55) WIPM, 1830 年 12 月 8 日。
- (56) 一部西インド商人から国王宛の請願, 1831 年 7 月 11 日。WIPM, 1829-34 卷末所収。
- (57) 1830 年 5 月 28 日。Sugar Duties Minutes 卷末所収。
- (58) WIPM, 1826 年 10 月 3 日。

- (59) WIPM, 1823年3月12日。WIM, 1825年4月5日。
- (60) 英領西インド産ラム酒税は8s 6d/gallon, 国産蒸留酒への内国消費税は2s 10d。WIPM, 1829年5月8日。
(⁽⁶¹⁾)1829年4月27日付の大蔵大臣からWIPMへの手紙。WIPM, 1829年5月8日。
- (62) WIM, 1834年1月23日。
- (63) WIM, 1825年3月25日。
- (64) WIPM, Sugar Duties Minutes, ともに1827年3月12日。
- (65) WIPM, 1829年5月8日。このほか同様の発言は1828年2月6日, 3月4日など。
- (66) WIPM, 1830年6月9日。Submissions to the Board of Trade Enquiry into the Distressed State of the West Indian Colonies 1830-31.
- (67) *Parliamentary Papers, Select Committee on Commercial State of West India Colonies, Report, Minute of Evidences, Appendix, Index. 1831-2 (381) vol. 20.*

(2008年9月25日受理)

(かわわけ けいこ 文学部准教授)

英領西インドと砂糖税

表1 砂糖税 税額 (マスコバド糖) per cwt

英領西インド産	東インド産 (per cwt+ 従価税)			外国産
	per cwt	その他の東インド産	従価税 *	
	モーリシャス産			
1661	1s 5d			3s 10d
1698	2s 10d			7s 7d
1705	3s 4d			11s 5d
1733	5s			
1747	4s 10d			15s 5d
1759	6s 4d			19s 5d
1776	6s 4d			
1779	6s 8d			
1781	11s 9d			
1782	12s 3d			25s 11d**
1787	12s 4d			27s 2d**
1791	15s			29s 6d**
1793	15s	2s 8d	75s 3d	29s 10d
1796	17s 6d	5s 2d	75s 3d	34s 10d
1797	17s 6d	5s 2d	75s 3d	34s 10d
1798	19s 4d	5s 2d	81s 3d	36s 8d
1799	20s	3s 2d	85s 3d	34s
1801	20s	3s 2d	85s 3d	34s
1802	20s	3s 2d	85s 3d	34s
1803	24s	26s 1d	24s	44s 9d
1804	26s 6d	29s 2d	26s 6d	49s 6d
1805	27s	29s 8d	27s	50s 5d
1806	27s	29s 8d	27s	56s
1809 7月以降	27s	30s	20s	60s
1810 5月まで	27s	30s	20s	60s
1810 5月から9月	29s	32s	20s	62s
1810 9月以降	28s	31s	20s	61s
1811-12	27s	30s	20s	60s
1813 5月まで	27s	30s	20s	60s
1813 5月以降	30s	33s	20s	63s
1814 4月まで		33s	20s	63s
1814 4月から5月	30s			63s
1814 5月から9月		33s		
1814 9月以降		39s		
1815 5月まで	30s	30s		63s
1815 5月以降		37s		
1816 5月まで	30s	39s		63s
1816 5月から9月	27s	40s		
1816 9月以降		37s		
1817	27s	37s		60s
1818	30s	40s		63s
1819 5月まで	30s	40s		63s
1819 5月から9月	28s	38s		61s
1819 9月以降	27s	37s		60s
1820-24	27s	37s		60s
1825	27s		37s	63s
1830 7月から	24s		32s	63s
		外国産砂糖の輸入が禁 止されてい る東印度	それ以外の 東印度	
1836 7月から	24s		32s	
1840 5月から	25s 2d		33s 7d	
1844 11月から	25s 2d		33s 7d	
1845 3月から			18s 8d- 21s 9d	
1846 8月から			17s 6d- 20s 5d	
1847 7月から		14s-16s 4d	17s-19s 10d	
1874			0	
				63s
				66s 2d
			非奴隸労働産	奴隸労働産
			25s 8d	66s 2d
			23s 4d-28s	66s
			生産地から 直接輸入	それ以外
			21s-24s 6d	42s
			20s-23s 4d	42s

ペンス以下は四捨五入してある。

史料 : Deerr, *The History of Sugar*, vol.II, p.430.

Parliamentary Papers, 1826(328)vol.22, pp.201-3.

Parliamentary Papers, 1847-8(400)vol.63, p. 530-531.

*価格 100 ボンドあたりの税金で、従量税に単に加算して計算してはならない。

** Ragatz, pp.209-10.

東インド産砂糖輸入開始

東インド産従価税の大半を従量税に移行

1814年4月10日より東インド産への従価税廃止

英領西インド産とモーリシャス産の同率化

ピール改革

ラッセル改革

表2 砂糖税（英領産）と戻し税
per cwt

年	砂糖税	ドローバック	バウンティ *
1693	1s 6d	9d	0
1705	3s 4d	2s 8d	
1733	5s	5s	6s
1776	6s 4d	5s 7d	6s 4d
1779	6s 8d	5s 11d	6s 4d
1781	11s 9d	10s 5d	11s 8d
1782	12s 3d	10s 12d	11s 8d
1787	12s 4d	12s 4d	11s 8d
1791	15s	15s	15s
1796	17s 6d	13s 6d	13s 6d
1798	19s 4d	13s 6d	13s 6d
1799	20s	11s	11s
1803	24s	24s	22-25s
1804	26s 6d	26s 6d	24s
1805	27s	26s 6d	26s 6d
1810(5-9月)	29s	28s 6d	28s 6d
1810(9月-)	28s	27s 6d	27-34s
1811	27s	27s 6d	27-33s
1813	30s	29s 6d	26-33s
1816	27s	26s 6d	30s
1818	30s	29s 6d	
1819(5-9月)	28s	27s 6d	
1819(9月-)	27s	0	
1825	27s		
1830	24s		

史料 : Pittman, pp. 157, 263.

Parliamentary Papers, 1826(328) vol.22, pp.201-3.

* 精製糖再輸出に対するバウンティは、精製糖の品質によってより段階的な価格設定があった。詳細は上記の議会文書を見よ。

英領西インドと砂糖税

表3 砂糖価格（マスコバド糖、課税前）per cwt

年	英領西インド産	英領モーリシャス産	その他の東インド産	外国産
1660-70s	22s 40s			
1733	16s 11d			
1747	42s 9d			
1750	27s 9d			
1758	42s 6d			
1776	31s 7d-43s 7d			
1781	55s 1d-63s 1d			
1793	55s 9d			
1794	43s 6d			
1795	59s 2d			
1796	65s 6d			
1797	65s 8d			
1798	67s 11d			
1799	65s 11d			
1800	68s 1d			
1801	59s 5d			
1802	36s 6d			
1803	43s 1d			
1804	53s 1d			
1805	51s 8d			
1806	43s 9d			
1807	34s 1d			
1808	38s 8d			
1809	46s 3d			
1810	49s 1d			
1811	39s 8d			
1812	45s			
1813	59s 10d			
1814	73s 4d			89s 6d
1815	61s 10d			74s 2d
1816	48s 7d			52s 8d
1817	49s 8d			51s 6d
1818	50s			52s 2d
1819	41s 4d			42s 2d
1820	36s 2d			38s 4d
1821	33s 2d			30s 4d
1822	31s			26s 6d
1823	32s 11d			32s 10d
1824	31s 6d			26s 10d
1825	38s 6d			37s 6d
1826	30s 7d			32s 8d
1827	35s 9d			37s 9d
1828	31s 8d			34s 8d
1829	28s 7d			30s 8d
1830	24s 11d			24s 2d
1831	23s 8d			23s 10d
1832	27s 8d			24s 10d
1833	29s 8d			24s 9d
1834	29s 5d			25s 11d
1835	33s 5d			31s 4d
1836	40s 10d			33s 2d
1837	34s 7d			27s 10d
1838	33s 8d			27s 2d
1839	39s 2d			26s 8d
1840	49s 1d			25s 4d
1841	39s 8d			21s 6d
1842	36s 11d			20s 1d
1843	33s 9d	33s 10d	35s 5d	21s 2d
1844	33s 8d	32s 10d	33s 1d	21s 8d
1845	32s 11d	31s 10d	33s 5d	26s 4d
1846	34s 5d	33s 6d	34s 8d	24s 6d
1847	28s 3d	30s 4d	27s	25s 10d

表4 砂糖税（英領産）税率

年	砂糖税／砂糖価格 (%)
1660-70s	3-6%
1733	30
1747	11
1776	14-20
1781	19-21
1793	27
1794	34
1795	25
1796	27
1797	27
1798	28
1799	30
1800	29
1801	34
1802	55
1803	56
1804	50
1805	52
1806	62
1807	79
1808	70
1809	58
1810	57-59
1811	68
1812	60
1813	45
1814	37
1815	44
1816	56
1817	54
1818	60
1819	65-68
1820	75
1821	81
1822	87
1823	82
1824	86
1825	70
1826	88
1827	76
1828	85
1829	94
1830	96
1831	101
1832	87
1833	81
1834	82
1835	72
1836	59
1837	69
1838	71
1839	61
1840	51
1841	63
1842	68
1843	75
1844	42-49
1845	43-50
1846	41-47
1847	50-58

史料：表1, 3より作成

史料：1660-70sはBeer, *The Old Colonial System*, vol.I, p.130.

1733-1757はPitman, pp.186-7.

1776, 1781はCarrington, 'American Revolution,' p.148.

1793以降はGrocers Companyが政府の依頼を受けて算出したLondon Gazette掲載の週平均価格。

Parliamentary Papers, 1847-48(400) vol.63, pp.528-9.

表5 砂糖税税収とイギリス全税収

年	砂糖関税收入(A) £	Custom 全關稅收入(B)	A/B (%)	Total Income 全稅収(C)	A/C (%)		
	砂糖関税收入 G.B.(A)	砂糖関税收入 U.K.(A')					
1789	862,633	3,647,368	24	16,669,147	5	BC データ G.B.(Great Britain)	
1790	908,955	3,461,654	26	17,013,724	5		
1791	1,074,904	4,018,316	27	18,505,663	6		
1792	1,012,539	4,100,284	25	18,607,164	5		
1793	1,316,503	3,556,700	37	18,131,343	7		
1794	1,031,492	4,348,264	24	18,732,241	6		
1795	949,962	3,121,628	34	19,053,388	5		
1796	1,225,213	3,362,393	36	19,391,135	6		
1797	1,299,744	3,504,200	33	21,380,407	6		
1798	1,794,991	1,975,000	4,741,241	38	26,945,500	7	
1799	2,321,936	2,555,130	7,056,158	33	31,783,084	7	
1800	2,820,113	2,162,141	6,784,638	42	31,585,274	9	
1801	2,782,233	3,066,163	8,755,729	32	35,899,535	8	
1802	2,210,801	2,605,063	7,726,162	29	37,403,446	6	
1803	1,551,458	1,847,301	8,193,954	19	39,129,639	4	
1804	2,458,125	2,839,878	9,465,848	26	46,544,322	5	
1805	2,439,795	2,837,413	10,131,165	24	51,150,240	5	
1806	3,097,590	3,470,630	10,813,833	29	55,707,175	6	
1807	3,150,753	3,676,336	12,647,899	25	59,791,066	5	
1808	4,177,916	4,760,411	12,606,783	33	68,173,918	7	以下、BC データ U.K.(United Kingdom)
1809	3,273,995	4,118,964	14,575,388	28	69,169,788	6	
1810	3,117,331	3,991,273	14,395,600	28	72,998,308	5	
1811	3,339,218	4,632,824	13,025,503	36	71,039,934	7	
1812	3,939,940	4,780,442	13,956,537	34	70,336,591	7	
1813	3,447,560	4,485,937	14,365,876	31	74,686,242	6	
1814	3,276,513	3,828,878	14,817,718	26	77,887,336	5	
1815	2,957,403	3,454,412	14,276,352	24	79,101,126	4	
1816	3,166,852	3,612,715	11,896,342	30	69,265,851	5	
1817	3,967,154	4,434,051	13,398,852	33	57,600,698	8	
1818	2,331,472	2,751,169	13,855,019	20	59,509,469	5	
1819	3,507,845	3,996,589	12,974,358	31	58,073,316	7	
1820	3,477,771	3,925,481	11,857,625	33	59,892,314	7	
1821	3,660,567	4,188,997	12,734,561	33	61,611,769	7	
1822	3,579,413	4,060,544	12,958,102	31	59,870,330	7	
1823	4,022,782	4,407,476	13,854,537	32	58,624,587	8	
1824	4,223,241	4,641,997	13,519,152	34	59,763,050	8	
1825	3,756,654	4,176,673	18,749,076	22	57,801,049	7	
1826	4,518,691	4,951,071	19,457,080	25	55,308,305	9	
1827	4,218,623	4,650,224	20,070,086	23	54,778,197	8	
1828	4,576,288	5,002,338	19,284,434	26	56,604,577	9	
1829		4,896,271	19,161,114	26	55,368,474	9	
1830		4,767,374	19,349,636	25	54,518,098	9	
1831		4,650,606	18,248,930	25	50,626,723	9	
1832		4,394,352	18,506,791	24	51,164,262	9	
1833		4,414,346	17,848,732	25	50,263,471	9	
1834		4,559,418	19,990,646	23	50,492,362	9	
1835		4,667,920	21,986,857	21	50,066,912	9	
1836		4,154,209	23,053,940	18	52,682,968	8	
1837		4,760,576	22,108,833	22	50,419,134	9	
1838		4,656,912	22,446,174	21	51,310,006	9	
1839		4,586,936	23,164,757	20	51,850,130	9	
1840		4,449,070	23,387,269	19	51,684,766	9	
1841		5,114,390	23,492,884	22	52,228,320	10	
1842		4,874,812	22,594,475	22	51,122,413	10	income tax 導入年
1843		5,076,326	22,609,957	22	56,806,081	9	income tax 本格的徵収開始
1844		5,203,270			58,302,812	9	
1845		3,574,471			57,556,486	6	
1846		3,896,780			58,294,188	7	
1847		4,404,837			56,134,657	8	

(A) の数値の史料 Net Revenue (Customs), Sugar- Great Britain, Customs and Duties, *Parliamentary Papers*, 1829(340) vol.15. Net Revenue from Duties on sugar of all sorts. *Parliamentary Papers*, 1847-8(400) vol.63, p. 529. 2つの統計史料とも会計年度の切り方については説明がない。Net Revenue とは、再輸出の際払い戻された Drawback, Bounty を差し引いた数値、という意味。

(B) (C) の数値の史料 *Parliamentary Papers*, 1868-69(366), vol.35. 1799年までは、前年10月10日より当年10月10日、1800年以降は当年1月5日から翌年1月5日までの会計年度となっている。また、1800年までは、Net Income of Great Britain, 1801-6年までは Gross Income of Great Britain, 1807年以降は Gross Income of United Kingdom (アイルランド含めた数値) となっている。Net Income は徴税に関わる諸費用の控除後で、Gross income は控除前の金額を指す。Net, Gross ともに再輸出の際払い戻された Drawback, Bounty は差し引いた数値となっている。

全税収 Total Income:Custom, Excise, Stamps Land & Assesed Tax, Income & Property Tax, Post Office, Crown Land, Miscellaneous, and other Miscellaneous Income. 国債発行や政府貸付金の利子收入は含まれない。